

## 前文案

## (案1)

生駒市は、人類普遍の個人の尊厳や人権の理念に基づき、すべての市民の人権が尊重される差別のない社会を目指し、長きにわたり部落差別の解消に向けた取り組みを重ね、その成果と教訓を礎として、人権尊重のまちづくりを一步一步進めてきました。

しかしながら、社会には未だに、人種、信条、性別、社会的身分、出身地のほか性的指向、性自認、障がい、疾病、異なる文化的背景やルーツ、社会的属性をはじめ、多様な要素が複雑に絡み合う深刻な差別も存在します。とりわけ、インターネット上においては、匿名性を背景とした誹謗中傷に加え、差別を助長する情報の拡散など、時と場所を選ばず個人の尊厳を傷つける事象が一部に見られます。

さらに、感染症や刑事・民事責任、職業などに係る不当な偏見や差別が、本人以外の関係者にまで及ぶこともあり、これらは人権尊重の理念に反する重大な問題として立ちはだかっています。

こうした差別の実態を直視し、いかなる差別や偏見も許さない姿勢を示し、互いの違いを豊かさとして認め合い、一人ひとりがその人らしさを尊重される社会の実現を目指し、ここに行政、事業者、市民が強く連携して不断の努力を重ねていく決意を表明し、この条例を制定します。

## (案2)

日本国憲法は、すべての国民は個人として尊重され、基本的人権の尊重と法の下での平等を保障し、人間の尊厳と諸権利を普遍的価値として掲げています。

これまで生駒市では、この崇高な理想を追求するため、あらゆる差別の解消を行政の重要課題と位置づけ、人権意識の高揚に取り組んできました。

しかしながら、多様化した現代社会においては、人種、信条、性別、社会的身分、出身地、性的指向、性自認、障がい、疾病等による差別は存在します。

デジタル社会の進展に伴い、インターネット上では特定の集団や個人への攻撃が繰り返され、偏見に基づく書き込みなども見られます。

また、異なる文化的背景を持つ人々との共生が進む一方で、感染症や社会的責任、職業に由来する本人以外の関係者に及ぶいわれのない偏見や、複数の属性が絡み合うことによって生じる複合的な差別も顕在化し、個人の尊厳を傷つけています。

私たちはこうした現状を厳粛に受け止め、多様な個性と価値観を認め合い、誰もがその人らしく、心豊かに安心して生活でき、あらゆる差別を許さない包摂的な社会を築くことを固く決意し、この条例を制定します。